

 <b>水道ホットニュース</b>	<p>(財)水道技術研究センター 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215 E-mail <a href="mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp">jwrchot@jwrc-net.or.jp</a> URL <a href="http://www.jwrc-net.or.jp">http://www.jwrc-net.or.jp</a></p>
---	---

## 米国における上下水道システムの技術管理者資格（その1）

### （はじめに）

米国では1996年に安全飲料水法の改正が行われ、EPAは「市町村水道システム及び専用水道システム（Community Water System and Nontransient Noncommunity Public Systems）」の技術管理者（Operator）に関する資格認定及び再認定のためのガイドラインを1999年2月6日までに官報（Federal Register）に掲載することとされました。

以下に、このガイドラインの概要を紹介するとともに、例として、コロラド州における最近の状況を紹介することとします。

### （注1）用語の翻訳

「Operator」：ここでは「技術管理者」としました。多少意識ですが、「運転員」ではニュアンスが伝わらないと思います。

なお、コロラド州公衆衛生・環境局が定めた「上下水道施設技術管理者資格要件」における用語の定義では、「Operator」は、「上下水道施設の運転操作のコントロールに関連する業務を遂行し又は監督する者をいう。」とされ、業務の例として、「取水制御、浄水プロセス等の制御、薬品制御、運転状態の変化に対応した必要な措置、メータ・ゲージの読み取りとプロセス調整、手動又は遠隔操作によるバルブ・ゲートの制御、運転記録、施設の監視及び修繕等がなされた施設のテスト、施設の維持プログラム及び定期的な施設点検、法規制への適合状況の監視及び施設所有者及び州当局への報告」が挙げられています。

### （注2）米国における水道システムの分類

#### ①市町村水道システム（Community Water System）

公共用の水道システム（Public Water System）で、年間を通じて、少なくとも25人以上の同じ人々又は15以上の同じ給水栓に対して水道水を供給するシステムをいう。

（注）「Community Water System」の翻訳としては、「共同水道システム」、「地域水道システム」、「コミュニティ水道システム」なども考えられますが、日本の「上水道+簡易水道+飲料水供給施設」に近いこともあり、ここでは「市町村水道システム」としました。

#### ②専用水道システム（Non-Transient Non-community Water System）

公共用の水道システムで、25人以上の同じ人々に対して、1年間のうち6ヵ月以上水道水を供給するシステムをいう。例としては、自己の水道システムを持つ、学校、工場、オフィスビル、病院が挙げられる。

（注）日本の専用水道に類似していることから、ここでは「専用水道システム」としました。

#### ③一時利用水道システム（Transient Non-Community Water System）

公共用の水道システムであるが、ガソリンスタンドやキャンプ場などのように、一時的に利用する人々に対して水道水を供給するシステムをいう。

（注）日本における水道の分類にはない概念であり、ここでは、「一時利用水道システム」としました。

## 1. EPA ガイドラインの概要

EPA ガイドラインは、正式には「公共用の市町村及び専用水道システムの技術管理者の認定及び再認定のためのガイドライン (Guidelines for the Certification and Recertification of the Operators of Community and Nontransient Noncommunity Public water Systems)」であり、1999年2月5日付けの官報 (Federal Register) に掲載されており、このガイドラインの構成は、次のとおりとなっている。

- I. はじめに
- II. 技術管理者認定ガイドライン
- III. (州技術管理者認定) プログラムの提出手順
- IV. 用語の定義
- V. 頭字語

(出典) <http://www.epa.gov/ogwdw/opcert/opguide.pdf>

なお、当該官報ではパブリックコメントに対する回答も示されており、ここでは「例外規定と認定技術管理者の適用」について紹介する。

### (免除規定及び認定技術管理者の適用)

小規模水道システムの認定技術管理者の要件に対する免除規定について、賛否のコメントが EPA に多数寄せられた。また、これに関連して、同一の認定技術管理者を運転シフトに応じて配置することが可能かどうか (訳者注: 同一の認定技術管理者が複数の水道システムを担うことが可能かどうか)、について多くのコメントが寄せられた。コメントを寄せた多くの人々は、認定技術管理者の要件は小規模システムに対して非常にコスト高になることを懸念し、小規模システムは認定技術管理者の要件から免除すべきであると述べている。

当該ガイドラインの最も重要な利点の一つは小規模システムの技術管理者にとってよりよいトレーニングとなることであり、結果として、小規模システムにより給水を受けている消費者の公衆衛生の保護となることである、と EPA は信じている。

歴史的に、法令遵守の問題は小規模なシステムほど多く抱えており、トレーニングによって最も便益を受けられるのはこれらのシステムである。国会も、技術管理者の認定に関する規定を設ける際にこのことを認識していた。

同時に、国会は、小規模システムの技術管理者のトレーニング及び認定の費用についての払い戻し規定を設けており、この点を考慮して、ガイドラインでは免除を認めないこととしている。

一方、小規模システムにおいては浄水施設がなかったり、専用水道システムでは配水システムを持っていなかったり、これらのシステムの技術管理者は大規模システムで必要とされるような種類と量のトレーニングを必要としないことを認識している。

したがって、ガイドラインは、システムの複雑さのレベルに対応したトレーニング要件とするために、州に対して裁量を与えている。

また、ガイドラインでは、小規模システムや専用水道システムに対して、専任の認定技術管理者を配置することは求めている。

州は、多数の小規模システムの認定技術管理者として、サーキットライダー (Circuit Rider) を認めるプログラムを採用することができる。

## 2. EPA の技術管理者認定ガイドライン (Q&A から)

EPA は、2000 年 1 月に「技術管理者認証ガイドライン (実施の手引き) : Operator Certification Guidelines (Implementation Guidance)」を出しており、その中には「Q&A」も示されており、そのうちのいくつかを紹介する。

### (1) システム、施設及び技術管理者の分類

(問) 州が、浄水施設及び配水施設の両方をカバーする認定区分を設けることは可能か？

(答) ガイドライン上、州が浄水施設及び配水施設の分類を区別しなければならないとする要件はない。浄水・配水のために必要な技能、知識、能力及び判断に焦点をあてたトレーニング及び試験であれば、州はどちらを選択してもかまわない。

(問) 認定技術管理者が病気や休暇といった事態をカバーするため、2 人以上の認定技術管理者が必要か？

(答) ガイドラインでは、システムが特定の人数の認定技術管理者を持つことは求めておらず、その判断は州に委ねている。システムが選ぶことを選択肢はいくつかあり、これらの選択肢には、以下に限定しないが、2 以上の認定技術管理者を持つこと、認証された巡回指導者 (Circuit Rider) を用いること、他のシステムと認定技術管理者を共有することが含まれる。

(問) 「連続したシステム (Consecutive systems)」は、ガイドラインで分類されるのか？

(答) ガイドラインでは、システムの分類は行わない。各州は、連続したシステムであるとする州独自の分類を設ける必要がある。

(問)トラックや貨車で水を運搬する会社は、ガイドラインのもとに認定技術管理者を確保する必要があるか？

(答) もし、この行為が市町村水道システム又は専用水道システムの定義に当てはまるのであれば、認定技術管理者が必要とされることとなる。

### (2) (州技術管理者認定) プログラムのレビュー

(問) 州のサンセット規定 (全ての法律は約 10 年で失効する) は、プログラムのレビューに十分な時間であるといえるか？

(答) 否。州は、少なくとも 3 年以内に内部のプログラムレビューを行い、少なくとも 5 年以内に外部レビューを行うことを推奨する。

(文責) センター常務理事兼技監 安藤 茂

---

### 配信先変更のご連絡等について

「JWRC 水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記まで E-メールにてご連絡をお願いいたします。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (財) 水道技術研究センター ホットニュース担当

E-MAIL : [jwrchot@jwrc-net.or.jp](mailto:jwrchot@jwrc-net.or.jp)

TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215

また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。